

東員町自治会集会所整備事業補助金概要資料

令和6年4月現在

東員町役場 地域づくり応援課

東員町自治会集会所整備事業補助金

1. 目的
自治会が集会所の整備を行う場合において、その経費について町が補助することにより、自治会運営の円滑化を図り、もって地区の自治振興の発展並びに地区住民の福祉及び文化の向上に寄与することを目的とします。
2. 定義
 - ① **自治会** 字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく町長の認可（予定をするものも含む。）を受けたものをいいます。
※地縁団体の認可を受けた自治会。未認可の自治会が補助金の交付を受けするには、認可地縁団体の登録も併せて行う必要があります。
 - ② **集会所** 会議及び集会に必要な設備を備え、自治会によって設置、運営及び利用される主たる施設をいいます。
 - ③ **新築** 新たに集会所を建設すること又は既存の集会所の全部を除却（用途廃止を含む）し、新しく集会所を建設することをいいます。
 - ④ **増築** 既存の集会所敷地又は当該敷地に隣接した敷地内において、既存の集会所の同一棟又は別棟を建築して集会所の床面積を増加させることをいいます。
 - ⑤ **改修** 集会所の維持管理上必要と認められる改造又は修繕をすることをいいます。
3. 補助金の交付の対象及び補助金の額
 - ① 交付の対象となるものは、集会所の新築、増築及び改修とし、事業の経費が100万円未満のものは除かれます。ただし、対象となる集会所は、当該自治会の規約又は資産目録に記載された主たる事務所として使用する施設1箇所とします。100万円未満の工事は、コミュニティ交付金を活用してください。
 - ② 補助金の額は、補助対象経費限度額と当該対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額の2分の1以内で、千円未満の端数は切り捨てた額となります。
新築 補助対象上限 2,000万円、補助率2分の1で1,000万円の補助となります。
増築・改修
補助対象上限 300万円、補助率2分の1で150万円の補助となります。
4. 交付後の処理
収支精算書に事業費の領収書の写し及び当該事業の預金通帳の写しを添付し町長へ提出してください。
5. 会計の監査
当該事業が終了した次年度に、会計簿・預金通帳・請求書及び領収書の原本・契約書等を添えて監査を受けていただくこととなります。

自治会集会所整備事業補助金の交付申請は以下のように流れます。

